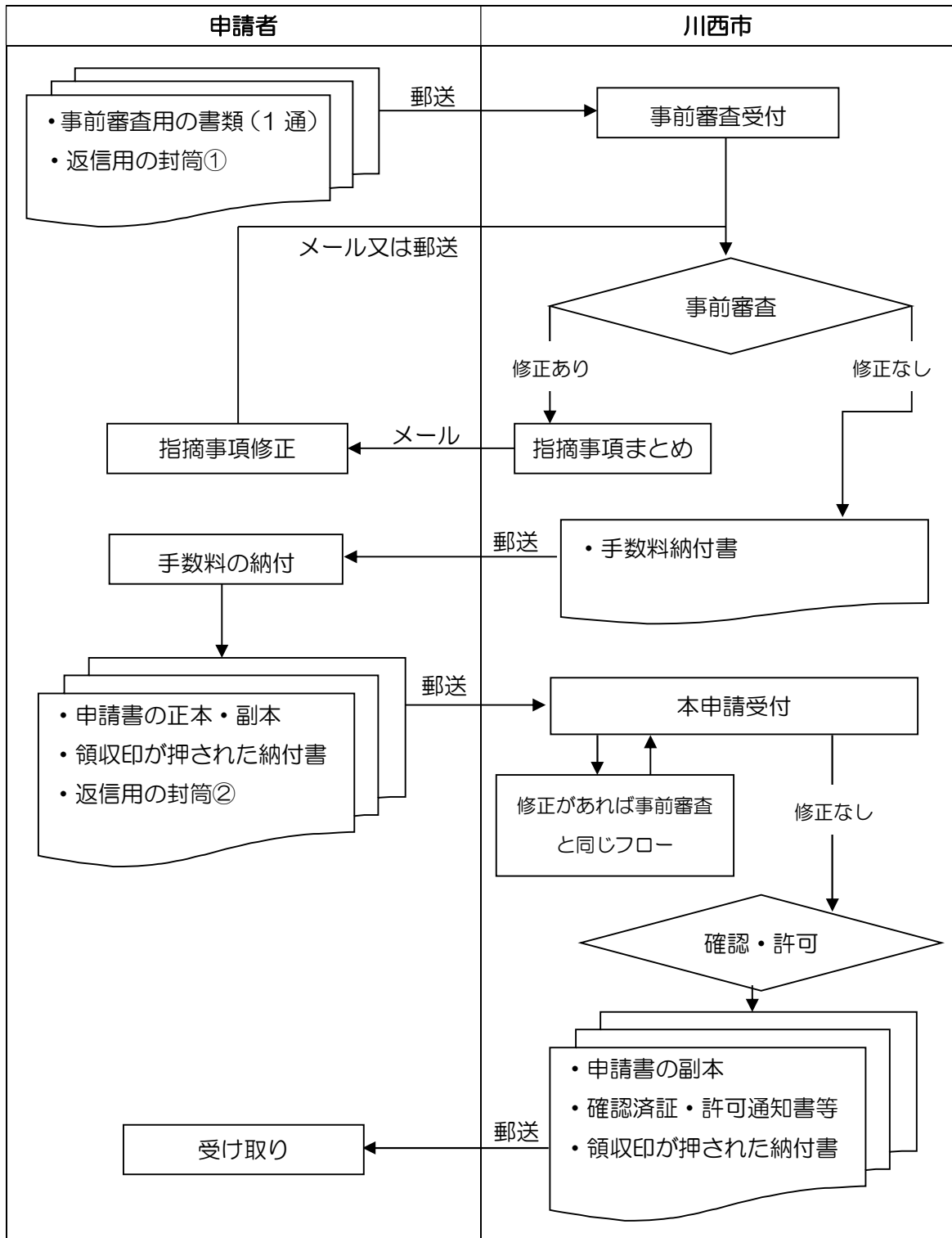


確認申請書（4号建築物）・法43条許可申請書等の提出方法について



【注意事項】

- 返信用封筒①は手数料納付書を郵送するため、返信用封筒②は副本と確認済証等を郵送するためです。必要に応じた金額の切手を貼ってください。
- 消防同意が必要な場合は本申請の部数が3部になります。（確認申請に限る。）
- 法43条許可申請の際は、上記手続きの前に事前相談書が必要な場合があります。詳しくはお電話でお問い合わせください。